薬　第　２１６３　号
令和５年６月22日

各保健所設置市薬務主管課長　様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

神奈川県薬物濫用防止条例第10条第１項に基づく知事指定薬物の指定について（通知）

このことについて、令和５年６月 21 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年３月20日条例第10号）第10条第１項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物３物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

また、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和５年厚生労働省令第86号）で新たに指定された３指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日（令和５年７月１日）から施行されることから、同条例第11条第１項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

なお、大臣指定薬物２－（３－クロロフェニル）－３－メチルモルフォリン及びその塩類は、知事指定薬物である（２Ｒ，３Ｒ）－２－（３－クロロフェニル）－３－メチルモルフォリン、（２Ｓ，３Ｓ）－２－（３－クロロフェニル）－３－メチルモルフォリン及びそれらの塩類の立体異性体を区別せずに、一括で指定したものです。

問合せ先
献血・薬物対策グループ　井口
電話　(045)210-1111内線4973

別記

- 公益社団法人　神奈川県医師会長
- 公益社団法人　神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人　神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人　神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人　神奈川県病院協会長
- 公益社団法人　神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人　神奈川県精神科病院協会長
- 神奈川県医薬品卸業協会　理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会　理事長
- 神奈川県製薬協会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会長
- 一般社団法人　日本チェーンドラックストア協会神奈川支部長

購読料　一箇月　二、九三〇円　一箇年　三五、一六〇円
（消費税・地方消費税・送料込み）
本号一部　四三四円（消費税及び地方消費税込み）
発行　横浜市中区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜（〇四五）二一〇－一一一一
印刷　横浜市鶴見区矢向三－一五－二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜（〇四五）五七一－三五〇八

神奈川県公報

毎週火曜日及び金曜日発行

県の花：山ゆり

令和５年６月21日（水曜日）　号外第49号

目　次　ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定（健康医療・薬務課）　1

告示

神奈川県告示第334号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第１項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和５年６月22日から施行する。

令和５年６月21日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　知事指定薬物の名称

⑴　化学名　２－［(４－エトキシフェニル）メチル］－５－ニトロ－１－［２－（ピペリジン－１－イル）エチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール及びその塩類（通称名　Ｅｔｏｎｉｔａｚｅｐｉｐｎｅ、Ｎ－Ｐｉｐｅｒｉｄｉｎｙｌ Ｅｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）

⑵　化学名　（２Ｒ，３Ｒ）－２－（３－クロロフェニル）－３－メチルモルフォリン、（２Ｓ，３Ｓ）－２－（３－クロロフェニル）－３－メチルモルフォリン及びそれらの塩類（通称名　３－ＣＰＭ、３－Ｃｈｌｏｒｏｐｈｅｎｍｅｔｒａｚｉｎｅ）

⑶　化学名　Ｎ－（アダマンタン－１－イル）－１－（４－フルオロブチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキシアミド及びその塩類（通称名　４Ｆ－ＡＢＩＮＡＣＡ、４Ｆ－ＡＢＵＴＩＮＡＣＡ）

2　指定の理由

１の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

この公報は再生紙を使用しています